

改正後				現行			
費目種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄	費目種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄
(1) 事務費			コ 略 サ 略 シ 略 ス 乳児院が別に定める基準に該当する場合には次の算式によって算定した額。 算式 乳児院（定員40人以上）の家庭支援専門相談員加算分月額保護単価×アの算式により算定した定員 セ 略 ソ 略	(1) 事務費			算式 心理療法担当職員加算分月額保護単価×アの算式により算定した定員 コ 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、母子生活支援施設及び情緒障害児短期治療施設が別に定める基準に該当する場合には次の算式によって算定した額。 算式 個別対応職員加算分月額保護単価×アの算式により算定した定員 サ 児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院及び情緒障害児短期治療施設が別に定める基準に該当する場合には次の算式によって算定した額。 算式 家庭支援専門相談員加算分月額保護単価×アの算式により算定した定員 シ 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設及び母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合には、次の算式によって算定した額。 ただし、基幹的職員加算の対象者は1施設1名とし、施設長は加算の対象とはしないこと。 算式 基幹的職員加算分月額保護単価×アの算式により算定した定員 ス 乳児院が別に定める基準に該当する場合には次の算式によって算定した額。 算式 乳児院（定員50人以上）の家庭支援専門相談員加算分月額保護単価×アの算式により算定した定員 セ 母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合には次の算式により算定した額。 算式 特別生活指導費加算分月額保護単価×アの算式により算定した定員 ソ 母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合には次の算式によって算定した額。

改正後				現行			
費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄	費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄
(1) 事務費			タ 略 チ 略 ツ <u>その小規模グループケア実施施設が別に定める基準に該当する場合には、次の算式により算定した額。</u> 算式 小規模グループケア管理宿直等職員加算分保護単価×アの算式により算定した定員 テ <u>その施設において別に定める基準に該当する場合には次の算式により算定した額。</u> 算式 単身赴任手当加算分月額保護単価×アの算式により算定された定員	(1) 事務費			算式 夜間警備体制強化加算分月額保護単価×アの算式により算定した定員 タ 母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合には、次の算式によって算定した額。 算式 保育機能強化加算分月額保護単価×アの算式により算定した定員 チ 母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合には、次の算式により算定した額。 算式 母子生活支援施設（定員40世帯以上）母子指導員、少年指導員加算分保護単価×アの算式により算定した定員 ツ <u>その施設において別に定める基準に該当する場合には次の算式により算定した額。</u> 算式 単身赴任手当加算分月額保護単価×アの算式により算定された定員

改正後				現行			
費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄	費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄
(1) 事務費			(2) 略 (3) 略	(1) 事務費			(2) 施設が新設される場合における事務費の支弁額は、その開所する月の前月分の支払額は、次の算式により算定した額とし、開所した月からは(1)による。ただし、その開所した日がその月の初日でなかった場合においては、本文の適用はない。 算式 その施設の月額保護単価（民間施設給与等改善費を除く。）×その施設の定員×0.5（半月分） (3) 一時保護所の事務費の支弁額は、次のアからウまでにより算定した額の合算額とする。 ア 次に算出した利用定員が該当する保護単価。 [[前年度の一時保護延べ入日/12月/30.4]（小数点以下第1位の数値を切り上げる）×1.205]（小数点以下第1位の数値を四捨五入） イ その一時保護所が別に定める基準に該当する場合においては、次の額を加算する。 一時保護所処遇促進加算分保護単価 ウ その一時保護所が国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）の別表に定める支給地域に所在する場合 一時保護所寒冷地加算分保護単価を加算した額。

改正後				現行			
費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄	費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄
(1) 事務費			(4) 略	(1) 事務費			<p>(4) 児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設及び乳児院において暫定定員を超えて認可定員又は条例等で定めた定員に達する範囲内で一時保護を受託した場合、自立援助ホーム及びファミリーホームにおいて定員に達する範囲内で一時保護を受託した場合、知的障害児施設、第一種自閉症児施設、第二種自閉症児施設、盲児施設、ろうあ施設、肢体不自由児施設入所部、肢体不自由児療護施設及び重症心身障害児施設において認可定員又は条例等で定めた定員に達する範囲内で一時保護を受託した場合、及び肢体不自由児又は重症心身障害児を入所させる児童福祉法第7条第6項に規定する指定医療機関において一時保護を受託した場合のそれぞれの支弁額は、次の算式により算定した額とする。</p> <p>その施設の月額保護単価/30.4 (10円未満の端数は切り捨て) × その月の受託延べ日数</p> <p>(注) 受託施設が障害児施設又は指定医療機関である場合の施設の月額保護単価は平成19年12月18日厚生労働省発障第1218002号「障害児施設措置費(給付費等)国庫負担金について」において定める月額保護単価とする。</p>

改正後

現行

略

費目の種 類第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の用途 第3欄	各月の支弁額の算式 第4欄
(2) 一 般 生 活 費	児童養護施設、児童自立支援施設(通所部を含む)、情緒障害児短期治療施設(通所部を含む)、乳児院若しくはファミリーホームの入所児童、若しくは里親の委託児童、一時保護所(一時保護委託を含む)の一時保護児	その児童の給食に要する材料費等及び日常生活に必要な経常的諸経費	(1) 児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院、ファミリーホーム、里親、自立援助ホーム又は母子生活支援施設の場合次の算式(1)により算定した額。 ただし、乳児院において別に定める基準により乳児院病虚弱等児童加算費の加算が認められるときには算式(1)により算定した額に次の算式(2)により算定した額を加算する。 算式(1) 次の表の一般生活費月額保護単価×その月初日の措置児童等数(通所部の場合は通所部の措置児童数とする。また、母子生活支援施設にあつてはその月初日の入所者数とする。ただし、保育室のある場合には3歳以上入所児童又は3歳未満入所児童数とし、次の表に掲げる単価をそれぞれ乗じて得た額を上記により算出した額に合算するものとする。)
	自立援助ホームの入所児童	その児童に要する日常生活に必要な経常的諸経費	
	母子生活支援施設の入所者	その入所者に要する日常生活に必要な経常的諸経費	
	母子生活支援施設の保育室における保育児童(保育機能強化事業の母子家庭の母等の児童を含む。)	その児童の給食に要する材料費(3歳未満児については主食及び副食給食費、その他の児童については副食給食費)	